

# 利用者のために

## 1 調査の目的

「2015年農林業センサス」は、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法〔平成19年法律第53号〕第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の沿革

農林業センサスは、FAO（国連食料農業機関）の提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年に始まった。（林業センサスは昭和35年から実施）

その後、昭和27年の「経済統計に関する国際条約」（昭和27年、条約第19号）に基づき、10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年に我が国独自の立場で農林業センサスを実施しており、今回は農業で14回目、林業で8回目となる。

## 3 調査の根拠

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

## 4 調査の対象

農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする（7 用語の解説「農林業経営体」参照）。

## 5 調査期日

平成27年2月1日

## 6 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

## 7 2015年農林業センサスの変更点

### （1）実査期間の拡大

従来の実査期間を1か月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末日までに変更した。

### （2）調査方法の見直し

一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。

(3) 調査項目の追加、廃止

- ・ 工芸農作物・野菜類及び果樹類の品目別の作付面積、異業種からの資本金・出資金の提供を追加
- ・ 1世帯複数経営に関する調査項目の廃止

## 8 数値について

- (1) 結果概要の平成 27 年数値は確定値、平成 22 年数値は概数値である。
- (2) 結果概要及び統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

- 「0」単位に満たないもの
- 「-」調査は行ったが、事実でないもの
- 「…」事実不詳又は調査を欠くもの
- 「χ」数字の公表をさし控えたもの

## 9 用語の解説

(1) 農林業経営体に関する用語

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
	ア 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
	イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
	①露地野菜作付面積 15 a
	②施設野菜栽培面積 350 m <sup>2</sup>
	③果樹栽培面積 10 a
	④露地花き栽培面積 10 a
	⑤施設花き栽培面積 250 m <sup>2</sup>
	⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
	⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
	⑧豚飼養頭数 15 頭
	⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
	⑪その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
	ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（育林又は伐採を実施した者に限る。）
	エ 農作業の受託の事業
	オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m <sup>3</sup> 以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体 農林業経営体の規定のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体 農林業経営体の規定のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

### (2) 組織形態に関する用語

法人化している  
(法人経営体) 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人を含む)。

農事組合法人 農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社 会社法に基づき、「株式会社(特例有限会社含む)」、「合名・合資会社」、「合同会社」の組織形態をとっているもの。

各種団体 「農協(農業協同組合法に基づき組織された組合)」、「森林組合(森林組合法に基づき組織された組合)」、「その他の各種団体(農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等団体、林業公社も含む)」に該当するもの。

その他の法人 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体  
・ 財産区 地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。  
財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

単一経営経営体 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営 単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額経営体が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営経営体 単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満(販売のなかった経営体を除く。)の経営体をいう。

### (3) 土地に関する用語

経営耕地 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地=所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地+借入耕地

### 経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入と同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

### 耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日まで1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした(刈敷程度は肥培管理とみなさない。)

田 耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。陸田も含む。

畑 耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地 木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの(一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。)で肥培管理している土地をいう。  
花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

所有耕地 所有耕地=所有地(田、畑、樹園地)－耕作放棄地

借入耕地 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地 以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

(4) 農家及び農業労働力に関する用語

農家 調査期日現在で、経営耕地面積が10 a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家 経営耕地面積が30 a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち 非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者の人口をいう。
農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む）。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業専従者	農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
基幹的農業 従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
経営者・役員等	その農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定といった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営の場合は構成員等をいうが、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇 用 者 農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い〔金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働〕を含む。）の合計をいう。

常 雇 い 主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。

臨 時 雇 い 日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

#### （5）農業に関するその他用語

販売目的の作物 販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

その他の作物 販売を目的として栽培した水稻苗、野菜苗、果樹苗、造林用の苗木、芝、飼料用作物、青刈り作物など、調査票の記入項目のうちどの項目にも該当しなかった作物。

作 付 面 積 は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。

栽 培 面 積 一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

環境保全型農業 地域の慣行（地域で従来から行われている方法をいう。以下同じ。）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

化学肥料の低減 化学肥料を使用しない、又は地域の慣行と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。

農 薬 の 低 減 農薬を使用しない、又は地域の慣行と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。

堆肥による土作り 堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。

農 業 生 産 関 連 事 業 「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）。
農作業の受託	自分の持っている機械（借入れを含む。）を使って他者の農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。
水稲作作業の受託	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。 部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

#### （6） 林業に関する用語

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入していた山林を含む。また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があればそれも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林	<p>単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者が単独で借りている土林及び分収している山林をいう。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含める。</p>
保有山林	<p>保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林</p>
林産物の販売を行った	<p>過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。</p>